

改正

平成21年6月11日規則第8号

平成24年3月21日規則第10号

広野町桜田住宅条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、広野町桜田住宅条例（平成21年広野町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込及び添付書類)

**第2条** 条例第5条第1項の規定により、広野町桜田住宅（以下「桜田住宅」という。）の入居の申込みをしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、桜田住宅入居申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 入居申込者及び当該入居申込者と同居しようとする者（以下「同居予定者」という。）について、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに掲げる書類

ア 給与所得者 前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの規定により算出した所得金額（以下「所得金額」という。）に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書（以下「所得証明書」という。）、市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあつては前年の所得金額に係る給与所得の源泉徴収票及び前々年の所得金額に係る所得証明書、給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適當である場合にあつては雇用主の発行する雇用証明書及び給与等支払証明書

イ 給与所得者以外の者で、所得税、県民税又は事業税の納税義務を有しているもの 前年の所得金額に係る所得証明書、市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあつては、前年の所得金額に係る確定申告書その他の所得の収支を記載した明細書及び前々年の所得金額に係る所得証明書

(2) 入居申込者及び同居予定者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の写し

(3) 同居予定者が親族であることを証明できる書類

(4) 所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者（以下「控除対象配偶者」という。）

又は同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で、入居申込者及び同居予定者以外のものがある場合には、それを証明できる書類

(5) 婚姻の予約者がある者にあつては、婚姻の予約を証明する書類

(6) 控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者（以下「老人控除対象配偶者」という。）である場合又は扶養親族のうちに同項第34号の3に規定する特定扶養親族若しくは同項第34号の4に規定する老人扶養親族がある場合には、それを証明できる書類

(7) 入居申込者、同居予定者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で、入居申込者及び同居予定者以外のものが所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者又は同項第29号に規定する特別障害者である場合には、それを証明できる書類

(8) 入居申込者又は同居予定者が所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫である場合には、それを証明できる書類

(入居の許可)

**第3条** 町長は、条例第5条第2項の規定により、桜田住宅への入居を許可したときは、その旨を桜田住宅入居決定通知書（様式第2号）により、当該入居を許可した者に通知するものとする。

(入居の辞退届)

**第4条** 桜田住宅への入居を許可された者（以下「入居者」という。）が、入居を辞退しようとするときは、桜田住宅入居辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(入居補欠者)

**第5条** 町長は、条例第7条の規定により入居補欠者を選定したときは、当該補欠者を桜田住宅入居補欠者名簿（様式第4号）に入居順位を定めて登録しなければならない。

(連帯保証人の資格等及び連帯保証人の変更等の手続)

**第6条** 条例第8条第1項第1号の規定により町長が適当と認める個人の連帯保証人は、独立の生計を営むものでなければならない。

2 前項で定める連帯保証人の数は、2名とする。ただし、平成21年4月1日以前から桜田住宅へ入居している入居者については、連帯保証人の数を1名とする。

3 連帯保証人は、条例及びこの規則に基づく入居者の広野町に対する全ての責務について保証し、入居者と連帯して履行の責に任ずるものとする。

4 入居者は、すでにたてた連帯保証人を変更しようとするときは、桜田住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第5号）により、町長の承認を受けなければならない。

5 入居者は、すでにたてた連帯保証人について、当該連帯保証人が個人である場合にあっては第1号から第4号まで、法人である場合にあっては第5号から第8号までのいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに前項に規定する連帯保証人の変更の手続きをとらなければならない。

(1) 死亡

(2) 住所不明

(3) 失業その他保証能力を著しく減少又は喪失させる事情

(4) 禁治産又は準禁治産の宣告

(5) 事業の廃止

(6) 銀行取引停止処分

(7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく民事再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続の裁判所への申立

(8) 事業の停止その他保証能力を著しく減少又は喪失させる事情

（請書）

**第7条** 条例第8条第1項第1号の請書は、定期建物賃貸借契約の場合にあっては様式第6号の1、その他の場合にあっては様式第6号の2によるものとする。

2 前項の請書には、本人の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の印鑑登録証明書、所得証明書（当該連帯保証人が個人である場合に限る。）及び納税証明書を添付するものとする。

（入居手続期間延長の申請等）

**第8条** 条例第8条第1項に規定する期間内に入居の手続きをすることができない者は、当該期間内に桜田住宅入居手続期間延長申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により桜田住宅入居手続期間延長申請書の提出があったときは、内容を審査の上、その可否を決定し、桜田住宅入居手続期間延長承認・不承認通知書（様式第8号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（入居許可の取消し）

**第9条** 町長は、条例第8条第3項の規定により入居の許可を取り消したときは、桜田住宅入居許可取消通知書（様式第9号）によりその者に通知する。

（入居可能日の通知）

**第10条** 条例第8条第4項の規定による通知は、桜田住宅入居可能日通知書（様式第10号）により行うものとする。

(同居の承認申請等)

**第11条** 条例第9条の承認を得ようとする者は、桜田住宅同居承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の桜田住宅同居承認申請書の提出があつたときは、内容を審査の上、その可否を決定し、桜田住宅同居承認・不承認通知書(様式第12号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(継続入居の申込等)

**第12条** 条例第10条の承認を得ようとする者は、桜田住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、10日以内に、桜田住宅継続入居承認申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の桜田住宅継続入居承認申請書の提出があつたときは、内容を審査の上、その可否を決定し、桜田住宅継続入居承認・不承認通知書(様式第14号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(所得の報告)

**第13条** 入居者は、毎年7月末日までに、その前年の所得について、桜田住宅入居者所得報告書(様式第15号)により町長に報告しなければならない。

(家賃の減免又は徴収の猶予)

**第13条の2** 町長は、条例第14条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を行う場合において特に必要があると認めるときは、職権で家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(条例第20条の行為)

**第14条** 条例第20条の行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 他の入居者の生活を妨害し、又は住環境を著しく悪化させ平和を乱すと町長が判断した行為で制止等の命令又は指導に従わない行為
- (2) 共同で使用する敷地又は住宅の一部を占有する行為
- (3) 動物類(犬、猫、鳥等)を飼育する行為。ただし、身体障害者が身体障害者補助犬を使用するときは、この限りでない。
- (4) 騒音又は悪臭を発生させる行為
- (5) 有害物又は危険物を住宅内に持ち込む行為
- (6) 土地、建物等を毀損する行為
- (7) その他前各号に準ずる行為

(長期不在の届出)

**第15条** 入居者は、条例第21条の規定により届出をするときは、桜田住宅長期不在届(様式第16号)により行わなければならない。

(桜田住宅の模様替等承認の申請等)

**第16条** 条例第24条第1項ただし書の規定により桜田住宅の模様替え又は増築の承認を得ようとする者は、桜田住宅模様替・増築承認申請書(様式第17号)にその模様替え又は増築に係る設計図書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の桜田住宅模様替・増築承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、その可否を決定し、桜田住宅模様替・増築承認・不承認通知書(様式第18号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(退居届)

**第17条** 条例第25条第1項の規定による届出は、桜田住宅退居届(様式第19号)により行わなければならない。

(明渡請求書)

**第18条** 条例第26条第1項に規定する桜田住宅の明渡しを請求するときは、桜田住宅明渡請求書(様式第20号)により行うものとする。

(駐車場の使用申請等)

**第19条** 条例第30条第1項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、桜田住宅駐車場使用申請書(様式第21号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の桜田住宅駐車場使用申請書の提出があったときは、審査の上、その可否を決定し、その旨及び条例第31条第4項に規定する使用開始日を桜田住宅駐車場使用承認・不承認通知書(様式第22号)により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第31条第1項に規定する所定の書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用決定を受けた自動車検査証の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

4 町長は、条例第31条第3項又は条例第32条第1項の規定により駐車場の使用の決定を取り消したときは、桜田住宅駐車場使用決定取消通知書(様式第23号)により通知するものとする。

(立入検査証票)

**第20条** 条例第34条第3項の規定による証票は、桜田住宅立入検査員証(様式第24号)とする。

(委任)

**第21条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条から第10条まで及び第19条に規定する手続きは、この規則の施行の日前においても行うことができる。

**附 則** (平成21年6月11日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年3月21日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の広野町桜田住宅条例施行規則第13条の2の規定は、平成23年3月11日から適用する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号の1 (第7条関係)

様式第6号の2 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第12条関係)

様式第14号 (第12条関係)

様式第15号 (第13条関係)

様式第16号 (第15条関係)

様式第17号 (第16条関係)

様式第18号 (第16条関係)

様式第19号 (第17条関係)

様式第20号 (第18条関係)

様式第21号 (第19条関係)

様式第22号 (第19条関係)

様式第23号 (第19条関係)

様式第24号 (第20条関係)